

令和5年度決算に基づく

香川県広域水道企業団資金不足比率
審査意見書

香川県広域水道企業団監査委員

6 水企監第 4198 号
令和 6 年 8 月 26 日

香川県広域水道企業団
企業長 池 田 豊 人 殿

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦
同 武 田 宏 之

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条
第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度決算に基づく資金不足比率に
ついて審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和5年度香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく香川県広域水道企業団水道事業及び工業用水道事業の経営に係る資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年8月15日から令和6年8月26日まで

第3 審査の方法

令和5年度決算に基づく資金不足比率の審査は、提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りがなく、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、提出された決算書、財務諸表を照合し、審査を実施した。

第4 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

また、それぞれの比率は、いずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後も、資金不足比率が経営健全化基準を上回る数値となることがないように、適切な経営に取り組まれない。

(単位：%)

会計名	令和5年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
香川県広域水道企業団水道事業会計	—	20.0
香川県広域水道企業団工業用水道事業会計	—	20.0

注) いずれの会計においても資金の不足額がないため、資金不足比率は「—」を記載

令和5年度香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

香川県広域水道企業団監査委員